

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年6月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成27年8月1日（土）午前10時から

2 公聴会の開催場所

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所健康センター棟3階 大会議室

3 事案の概要

別紙「新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課、新潟市都市政策部都市計画課、新潟市西区建設課、新潟市西蒲区建設課及び燕市都市整備部都市計画課において、7月14日（火）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新潟市及び燕市の住民並びに本都市計画に利害のある人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び新潟市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成27年7月14日（火）（必着のこと。）

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0256-36-2308

(2) 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）

新潟市都市政策部都市計画課

電話 025-226-2679

(3) 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号（〒950-2097）

新潟市西区建設課

電話 025-264-7670

(4) 新潟市西蒲区巻甲2690番地1（〒953-8666）

新潟市西蒲区建設課

電話 0256-72-8570

(5) 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）

燕市都市整備部都市計画課

電話 0256-77-8263

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午前9時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の30名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

別紙

新潟都市計画区域区分の変更(新潟県決定)

